

# 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

平成三十年三月二十二日  
三重県条例第三十九号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和3年三重県条例第22号)による改正後

三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

## 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

### 目次

第一章 総則（第一条）

第二章 介護医療院（第二条―第二十六条）

第三章 ユニット型介護医療院（第二十七条―第三十五条）

第四章 雑則（第三十六条）

### 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 介護医療院

（基本方針）

第二条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第二十八条第二項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報（第二十八条第四項において単に「介護保険等関連情報」という。）その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（従業者）

第三条 介護医療院には、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければ

ばならない。

- 一 薬剤師
- 二 介護職員
- 三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- 四 栄養士又は管理栄養士
- 五 介護支援専門員
- 六 診療放射線技師
- 七 調理員、事務員その他の従業者

2 前項の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。）のうち、入所定員が十九人以下のものをいう。以下この項において同じ。）には、併設される医療機関が病院の場合にあっては、当該病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項第一号又は第三号に掲げる従業者を置かないことができる。

3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 前各項に定めるもののほか、従業者の員数その他従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

（施設）

第四条 介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を設けなければならない。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 レクリエーション・ルーム
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 サービス・ステーション
- 八 調理室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 汚物処理室
- 十一 介護材料室
- 十二 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な施設

2 前項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

3 前二項に定めるもののほか、施設に関し必要な基準は、規則で定める。

（設備）

第五条 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める介護医療院の建物であって、火災時にお

ける入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 3 前二項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。  
(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又は当該入所申込者の家族に対し、第十七条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該介護医療院サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。

- 2 介護医療院の開設者は、入所申込者又は当該入所申込者の家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該文書に記すべき重要事項を規則で定める方法により提供することができる。  
(提供拒否の禁止)

第七条 介護医療院の開設者は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。  
(入退所)

第八条 介護医療院の開設者は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

- 2 介護医療院の開設者は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 介護医療院の開設者は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 介護医療院の開設者は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、当該内容等を記録しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員（看護師又は准看護師をいう。）、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 6 介護医療院の開設者は、入所者の退所に際しては、当該入所者又は当該入所者の家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第九条 介護医療院の開設者は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第三十条第一項において同じ。）が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。次項及び第三十条において同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した際には、当該入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。次項及び第三十条において同じ。）の一部として、当該介護

医療院サービスについて法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第三十条において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

- 2 介護医療院の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に当該入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 介護医療院の開設者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。
- 4 介護医療院の開設者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は当該入所者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第十条 介護医療院の開設者は、入所者に係る施設サービス計画に基づき、当該入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等を踏まえて、当該入所者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者又は当該入所者の家族に対し、療養上必要な事項について指導し、又は説明しなければならない。
- 4 介護医療院の開設者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（次項、第六項及び第三十一条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護医療院の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 介護医療院の開設者は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第十一条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関

- する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第十六条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、入所者に係る施設サービス計画の作成に当たっては、当該入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該介護医療院の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に含めるよう努めなければならない。
  - 3 計画担当介護支援専門員は、入所者に係る施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、当該入所者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて当該入所者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
  - 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及び当該入所者の家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及び当該入所者の家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
  - 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、当該入所者の家族の希望を勘案して、当該入所者及び当該入所者の家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及び当該目標の達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
  - 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又は当該入所者の家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
  - 7 計画担当介護支援専門員は、入所者に係る施設サービス計画の原案の内容について当該入所者又は当該入所者の家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。
  - 8 計画担当介護支援専門員は、入所者に係る施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を当該入所者に交付しなければならない。
  - 9 計画担当介護支援専門員は、入所者に係る施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画の実施状況の把握（当該入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
  - 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入所者及び当該入所者の家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。
  - 11 計画担当介護支援専門員は、規則で定める場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
  - 12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準

用する。

(診療の方針)

第十二条 医師の診療の方針は、次項から第七項までに定めるところによるものとする。

- 2 一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対し、的確な診断に基づき、療養上妥当かつ適切な診療を行うものとする。
- 3 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、当該入所者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うものとする。
- 4 常に入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は当該入所者の家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- 5 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行うものとする。
- 6 特殊な療法、新しい療法等については、規則で定めるもののほか行ってはならない。
- 7 規則で定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りではない。

(入所者に関する市町村への通知)

第十三条 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第十四条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又は規則で定める施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第十五条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者に第六条から第十三条まで及び次条から第二十五条までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りではない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第十六条 計画担当介護支援専門員は、第十一条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(運営規程)

第十七条 介護医療院の開設者は、入所定員（I型療養床（療養床（療養室のうち

、入所者一人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。以下この項において同じ。)のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。)に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床(療養床のうち、Ⅰ型療養床以外のものをいう。)に係る入所定員の数及びその合計数)その他規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十七条の二 介護医療院の開設者は、感染症又は非常災害(震災、風水害、火災その他の災害をいう。以下同じ。)の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護医療院の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第十八条 介護医療院には、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、非常災害(震災、風水害、火災その他の災害をいう。次条及び第三十三条において同じ。)、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第十九条 介護医療院の開設者は、非常災害に対処するため、消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連携体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 介護医療院の開設者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 介護医療院の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第二十条 介護医療院の開設者は、入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院の開設者は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

3 介護医療院の管理者は、規則で定める業務を委託する場合は、医療法施行規則(昭和三十二年厚生省令第五十号)第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十四号)第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第七十五号)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十四号)第十二条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第九条の八第一項中「法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は

前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第二項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第九条の九第一項中「法第十五条の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同令第九条の十二中「法第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第九条の十三中「法第十五条の三第二項の規定による医療」とあるのは「医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

（秘密保持等）

第二十一条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は入所者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院の開設者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は入所者の家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院の開設者は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第二十二条 介護医療院の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。

（苦情処理）

第二十三条 介護医療院の開設者は、提供した介護医療院サービスに関する入所者又は当該入所者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の開設者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院の開設者は、提供した介護医療院サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。



- 4 介護医療院の開設者は、市町村が入所者からの苦情に関して調査を行う場合においては、当該調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 5 介護医療院の開設者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 6 介護医療院の開設者は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 介護医療院の開設者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第二十四条 介護医療院の開設者は、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院の開設者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護医療院の開設者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。
- 4 介護医療院の開設者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第二十四条の二 介護医療院の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（記録の整備）

第二十五条 介護医療院の開設者は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 介護医療院の開設者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該入所者に対する介護医療院サービスの提供が完了した日から二年間保存しなければならない。

（その他運営に関する基準）

第二十六条 この章に定めるもののほか、介護医療院の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

### 第三章 ユニット型介護医療院

（この章の趣旨）

第二十七条 前章（第三条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院

(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。)  
)の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第二十八条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(施設及び設備)

第二十九条 ユニット型介護医療院には、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を設けなければならない。

- 一 ユニット
- 二 浴室
- 三 サービス・ステーション
- 四 調理室
- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室
- 七 介護材料室
- 八 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な施設

2 前項並びに第三十四条において準用する第五条第一項及び第二項に定めるもののほか、施設及び設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(利用料等の受領)

第三十条 ユニット型介護医療院の開設者は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを入居者に提供した際には、当該入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを入居者に提供した際に当該入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院の開設者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか

、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

- 4 ユニット型介護医療院の開設者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又は当該入居者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第三十一条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等に応じ、適切に行われなければならない。

- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又は当該入居者の家族に対し、当該サービスの提供方法等について説明しなければならない。

- 6 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者に対する介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 7 ユニット型介護医療院の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 8 ユニット型介護医療院の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

- 9 ユニット型介護医療院の開設者は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(運営規程)

第三十二条 ユニット型介護医療院の開設者は、ユニットごとの入居定員その他規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(定員の遵守)

第三十三条 ユニット型介護医療院には、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第三十四条 第五条第一項及び第二項、第六条から第八条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条の二並びに第十九条から第二十五条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と、第十五条第二項中「第六条から第十三条まで及び次条から第二十五条まで」とあるのは「第三十条から第三十三条まで並びに第三十四条において準用する第六条から第八条まで、第十一条から第十三条まで、第十六条、第十七条の二及び第十九条から第二十五条まで」と、第十六条中「第十一条」とあるのは「第三十四条において準用する第十一条」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第三十五条 この章に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

#### 第四章 雑則

(電磁的記録等)

第三十六条 介護医療院の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物については、第四条第十一号及び第二十九条第七号の規定は、適用しない。

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物については、第五条第一項の規定は、適用しない。

- 4 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であって、令和六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第五条第一項の規定は、適用しない。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県条例第二十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項、第二十二條の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。）、附則第六項及び附則第二十三項、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項及び第二十一条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条において準用する場合を含む。）、第十九條の二（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。）及び第二十二條第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第二十四条の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条、第一百条、第一百三條、第二百一十一條、第二百三十三條、第二百五十條（新指定居宅サービス等基準条例第一百五十九條において準用する場合を含む。）、第一百六十條の三、第一百六十六條、第一百七十九條（新指定居宅サービス等基準条例第八十八條において準用する場合を含む。）、第二百二條、第二百十三條、第二百二十六條、第二百二十九條及び第二百三十九條において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三条第四項、第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。）及び第二十八條第三項、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第二条第四項、第二十四条の二（新介護老人保健施設基準条例第三十四条及び附則第十二項において準用する場合を含む。）及び第二十八條第三項、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第二条第四項及び第二十五条の二、第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支

援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第四十一条の八（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第一百四十四条、第一百三十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第一百四十一条において準用する場合を含む。）、第一百四十二条の三、第一百四十八条、第一百六十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第一百七十一条において準用する場合を含む。）、第一百八十六条、第一百九十七条、第二百十条、第二百十三条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。）並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第二条第四項、第二十四条の二（新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第十七条の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第十六条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第十四条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第十九条の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条、第一百条、第一百三十一条、第二百一十一条、第二百三十三条、第二百五十条（新指定居宅サービス等基準条例第一百五十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十条の三、第一百六十六条、第一百七十九条（新指定居宅サービス等基準条例第一百八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二条、第二百十三条、第二百二十六条、第二百二十九条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第十七条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第十七条の二（新介護老人保健施設基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第十八条の二、新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の二の二（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第一百四十四条、第一百三十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第一百四十一条において準用する場合を含む。）、第一百四十二条の三、第一百四十八条、第一百六十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第一百七十一条において準用する場合を含む。）、第一百八十六条、第一百九十七条、第二百十条、第二百十三条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第十七条の二（新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。）、第九十八条第二項（新指定居

宅サービス等基準条例第百三条、第百二十一条、第百五十条（新指定居宅サービス等基準条例第百五十九条において準用する場合を含む。）、第百六十条の三、第百六十六条、第二百二条及び第二百十三條において準用する場合を含む。）、第百三十一条第二項（新指定居宅サービス等基準条例第百七十九條（新指定居宅サービス等基準条例第百八十八條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百二十四條第六項（新指定居宅サービス等基準条例第百二十九條において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の三第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八條、第六十二條、第七十二條、第八十二條及び第二百二十四條において準用する場合を含む。）、第百十二条第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第百六十二條（新指定介護予防サービス等基準条例第百七十一條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百三十條の二第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第百四十一條、第百四十二條の三、第百四十八條、第百八十六條及び第百九十七條において準用する場合を含む。）及び第二百八條第六項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百十三條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。